

# 鳥屋野運動公園野球場再整備詳細計画策定及びPPP導入可能性調査業務 要求水準書

## 1 適用

本要求水準書は、新潟市（以下「甲」という。）が乙に発注する鳥屋野運動公園野球場再整備詳細計画策定及びPPP導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）の企画提案募集にあたり、必要な事項を示すものである。

委託先候補者決定後、プロポーザルの提案内容を踏まえて、業務委託仕様書を協議の上作成する。

## 2 目的

本業務は、鳥屋野運動公園野球場の再整備にあたり、鳥屋野運動公園野球場再整備基本計画を基に、今後の整備を見据え、野球場の建設に必要な要件を具体化するとともに、民間活力導入の可能性を調査し検討するものである。

## 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 再整備計画地

(1) 都市公園名 鳥屋野運動公園

(2) 公園種別 運動公園

(3) 公園面積

ア 都市計画決定面積 9.5ha

イ 供用面積 8.1ha

## 5 業務内容の要求水準

(1) 事業の前提条件の整理

ア これまでの検討内容の確認

イ 既存施設及び関連施設の位置づけや利用状況

ウ 関連法規

(2) 詳細計画の策定

今後の設計等を見据え、野球場の建設に必要な要件を具体化し、詳細計画を策定する。

ア 与条件の確認及び調査

用地や環境などの諸条件について、確認及び調査（アスベスト含有量調査、現地測量調査等）を行う。

イ 野球場の仕様の検討

鳥屋野運動公園野球場再整備基本計画の記載事項を基に、今後の建設に過不足なく整理する。特に、グラウンド、収容人数、ナイター設

備、屋根、屋内練習場、会議室については、需要予測や影響予測に加え、整備費及びLCCコスト等を比較衡量し検討する。

ウ 基本計画図の作成

エ 概算事業費の検討

ア) 施設整備費の検討

イ) 運営維持管理費の検討

(3) 民間活力導入可能性調査

野球場及び運動公園内の既存施設や隣接する交通公園を踏まえて、PPP手法の導入可能性を調査し、最適な事業手法を検討する。

ア 基礎調査

ア) 事業手法の検討

・事業手法

・事業範囲

・事業期間

・官民のリスク分担

イ) 支援措置等の検討

公的補助、税制上の支援や金融上の支援措置等、事業採算性向上の支援措置を検討する。

ウ) 法制度上の課題等の整理

イ 民間事業者の参入意向調査

民間事業者の意見・要望、参入意向等を把握するため、市場調査等を実施する。

ウ 事業性の評価

民間活力の導入可能性を経済性、民間参入の可能性の観点から定量的及び定性的に評価する。

エ 事業スケジュールの検討及び課題の整理

本事業で想定される事業手法ごとに事業スケジュールを検討し、想定される課題を抽出する。

オ 検討会議への対応

導入可能性調査の経過を、本市の組織で構成された検討会議に諮るため、受託者は以下の対応を行う。

・会議資料の作成

・会議への出席

開催回数 2回程度

開催時間 平日昼間1時間半程度

構成員 本市職員

・質疑への対応補助

・その他必要な支援

(6) 成果品の報告

成果品の報告を次のとおり行う。

ア 中間報告 令和8年12月頃

イ 最終報告 令和9年3月頃

## 6 業務実施の条件

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり、甲と十分な連絡をとり、業務の方針等について甲の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 乙は、スポーツ全般及び野球に関する十分な理解をもって業務を遂行しなければならない。
- (3) 甲は、乙の円滑な業務実施のため、資料及び情報提供等の協力を行うものとする。
- (4) 甲乙の打合せは、業務着手時、中間取りまとめ時、最終取りまとめ時を含み3回以上実施するものとし、オンラインでの打合せも可とする。
- (5) 乙は、本業務の実施にあたり、関係法令及び本市の条例、規則、要綱などを理解し遵守しなければならない。
- (6) 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。
- (7) 乙は、本業務を実施する上で知り得た事項及び内容について、適正に管理し、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じるとともに、いかなる場合も第三者へ漏洩してはならない。なお、契約期間完了後も同様とする。
- (8) 乙は、個人情報の収集及び使用については、適正に管理し、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、契約期間終了後も同様とする。

## 7 成果品

成果品は次のとおりとし、電子データで納品すること。

- (1) 烏屋野運動公園野球場再整備詳細計画（概要版、本冊）
- (2) 烏屋野運動公園野球場PPP導入可能性調査結果
- (3) 調査した各種データ

## 8 成果品の帰属等

本業務の成果品はすべて甲に帰属するものとし、甲の許可なく外部に貸与又は公表してはならない。

## 9 成果品の著作権・権利関係

本業務の成果品の著作権の取り扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 乙は、本業務で作成した成果品における著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与

権)、第 27 条 (翻訳権・翻案権等) 及び第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原作者の権利) に規定する権利を、甲に無償で譲渡するものとする。

(2) 甲は、著作権法第 20 条 (同一性保持権) 第 2 項第 3 条に該当しない場合においても、情報の追加・修正及び印刷などの仕様のために、乙の承認を得ることなく成果品を改変することができるものとする。

(3) 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果品にそのことを明示するものとする。

#### 10 成果品の完了検査

乙は、成果品について甲の検査を受けるものとし、甲は成果品の検査の結果、仕様書又は協議にて決定、変更した事項等との相違があると認められた場合には、期日を定めて乙に成果品を再提出させることができる。なお、この場合において再提出に要する費用は全て乙の負担とする。

#### 11 成果品の瑕疵

乙は、成果品の引き渡し後であっても、乙の故意または過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の必要と認める措置を速やかに行うものとする。なお、成果品の瑕疵の補正等にかかる費用は、全て乙の負担とする。

#### 12 疑義の決定

本業務の実施にあたり、仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。